



広島市

パートナーシップ宣誓制度



広島市では令和3年1月よりパートナーシップ宣誓制度を開始しています。この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。



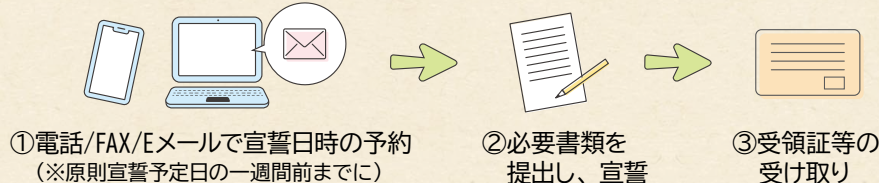
どんな制度？

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）であるという宣誓書を広島市に提出します。広島市はそれを受け取った証として、受領証（A4 サイズ）と受領カード（免許証サイズ）をお二人に交付します。

宣誓できる人の要件は？

- 受領証や受領カードは、市長に対してパートナーシップの宣誓を行ったお二人が、次の事項に該当すると認めた場合に交付します。
- いずれか一方が市内に住所を有している
 - 成年に達している
 - 配偶者（事実婚を含む）がいない
 - 宣誓をしようとする相手以外と宣誓していない
 - 二人の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でない（養子縁組を除く）

宣誓の流れ



受領証で利用できるサービスは？

広島市では、市営住宅の入居や市営合葬墓の使用申込など、いくつかの制度で受領証を活用することができます。

他の自治体との相互利用

広島市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結した自治体との間で宣誓をした方が異動する場合、転出元に継続使用申請書を提出することにより、転出元への受領証及び受領カードの返還と転出先での新たな宣誓手続を行うことなく、転出先でも転出元の受領証等を継続使用することができます。

他自治体が発行した受領証や受領カードが提示された場合は、継続使用の手続をしている旨の記載をご確認ください。

詳しくは、広島市のホームページをご覧ください。宣誓の流れの詳細を説明した「広島市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き」などの資料や他の自治体との相互利用について掲載しています。



広島市パートナーシップ宣誓制度



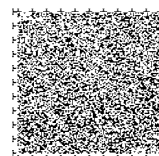
問い合わせ先

広島市市民局人権啓発部人権啓発課

(〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号)

TEL : 082-504-2165 FAX : 082-504-2609

E-mail : jinken@city.hiroshima.lg.jp



多様な性について考えよう

性的マイノリティって？

「性的マイノリティ（性的少数者）」とは、LGBTを含む、性的指向・性自認のあり方が少数派の方々のことです。



性的指向（Sexual Orientation）

恋愛の対象がどこに向かっているのか、どのような性別の人を好きになるのかを言います。具体的には、異性愛、同性愛、男女両方に向かう両性愛などがあります。

性自認（Gender Identity）

自分の性をどのように認識しているのかを言い、「こころの性」と呼ばれることもあります。こころの性には、からだの性（＝生物学的な性）と一致しない人や、男と女の真ん中あたりだと認識する人、男か女が決められない、決めたくない人など、様々な人がいます。

「LGBT」とは一般的に、L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（からだの性とこころの性が異なる人）を指しています。また、性的マイノリティには、LGBT以外にも、「Q：クエスチョニング（自分自身の性を決められない、決めたくない人）」や男女どちらにも恋愛感情を抱かない人など多様な人がいます。

もしもカミングアウトされたら…

「カミングアウト」とは、自分が性的マイノリティであることを自分の意志で他の人に伝えることです。カミングアウトされたということは、あなたが信頼されているということです。そして、これからも関係を続けていきたいということです。

まずは、受容的な態度で受け止めましょう。「大切なことを伝えてくれてありがとう」「何かできることがありますか」などと声をかけると良いかもしれません。また、「アウティング」にならないようにどこまで伝えていいかを確認しましょう。

私たちが今日からできること

身近に性的マイノリティの方がいなくても、いと想定して行動してみましょう。

- 「オカマ」「ホモ」「レズ」といった侮辱的なことばや「気持ち悪い」「異常」といった性的マイノリティの方々を見下した不用意な発言は、当事者や当事者の友人・家族も傷つけます。また、これらの発言を聞いたら一緒に笑うといった同調をしないようにしましょう。
- 異性のパートナー等を前提とした表現は使わないようにしましょう。

！ アウティングは許されない行為です ！

本人の許可なくその人の性的指向や性自認を第三者に伝えることを「アウティング」と言います。アウティングは人格権やプライバシー権を著しく侵害する許されない行為です。

受領証の提示を受けた方は、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、パートナーシップ宣誓制度を利用していることについては、**本人の許可なく口外しないでください。**

性のあり方の多様性への理解を 広めるための法律が成立しました

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行されました。この法律には、「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との基本理念にのっとり、国や地方自治体、事業主、学校が性のあり方の多様性への理解を広める取組に努めることが定められています。

事業者の
皆様への
お願い

同性カップルは民法上の婚姻関係がなく、事実婚ともみなされないことから、例えば、同居のために家を借りるとき、職場での福利厚生、病院での面会や治療の同意において、親族として認められないなどのさまざまな問題に直面します。

広島市パートナーシップ宣誓制度は法的効力を発生させるものではありませんが、趣旨をご理解いただき、受領証や受領カードの活用など、事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

